

<安定ヨウ素剤の効果や服用に関する問い合わせ先>

◆鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課

電 話: 0857-26-7226・7203

Eメール: iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

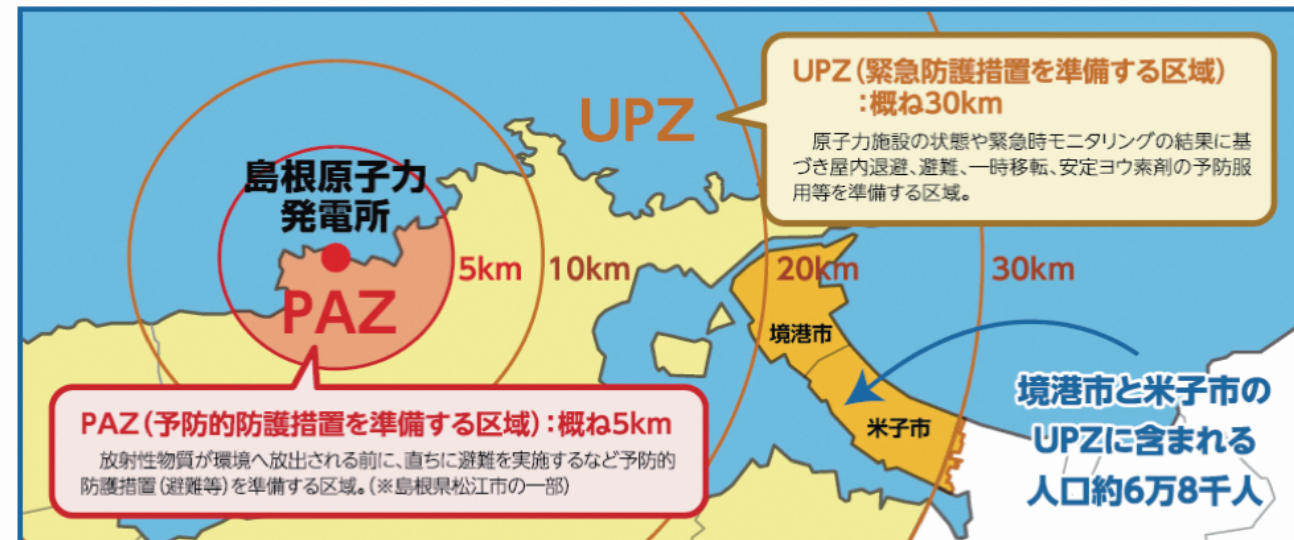
<参考>

○各地区の一時集結所 ※事前配布説明会の会場ではありません。

原子力災害が発生して避難指示が出た場合に、バス等で避難される方が集合する場所です。服用指示があれば、原則として、ここで安定ヨウ素剤が配布され服用することとなります。

- 【大篠津公民館区】 大篠津公民館、大篠津小学校、美保中学校
- 【崎津公民館区】 崎津公民館、崎津小学校、美保中学校
- 【和田公民館区】 和田公民館、和田小学校
- 【富益公民館区】 富益公民館、弓ヶ浜中学校、弓ヶ浜小学校
- 【彦名公民館区】 彦名公民館、彦名小学校
- 【夜見公民館区】 夜見公民館、弓ヶ浜小学校
- 【河崎公民館区】 河崎公民館、河崎小学校
- 【住吉公民館区】 住吉公民館、住吉小学校、後藤ヶ丘中学校
- 【加茂公民館区】 加茂公民館、加茂小学校、加茂中学校

▼島根原子力発電所からの距離



【受け取った後の管理で注意すること】

- 各個人・家庭の責任において誤用等のないよう適切に保管してください。
- 使用期限が切れる前に、薬剤を交換する必要があります。
- ＜使用期限＞
 - 丸剤：製造後5年、ゼリー剤：製造後3年
- 年齢により薬の種類や量が異なるため、中学生になるまでは年齢到達時には交換が必要です。
- UPZ外に転出される場合には、返却していただきます。

令和7年度 安定ヨウ素剤事前配布のお知らせ

もしもの原子力災害に備えて、希望される方へ
安定ヨウ素剤を事前配布します。

郵送でも
安定ヨウ素剤が受け取れる
ようになりました!!
⇒詳しくは2～3ページを
ご覧ください

◆米子市内のUPZ内に該当する区域(事前配布の対象地域)

大篠津公民館区、崎津公民館区、和田公民館区、富益公民館区、彦名公民館区、夜見公民館区及び河崎公民館区の全域

住吉公民館区のうち旗ヶ崎三区南、旗ヶ崎三区北、上後藤二区、上後藤四区、安倍、中ノ海一区及び中ノ海二区の自治会区域

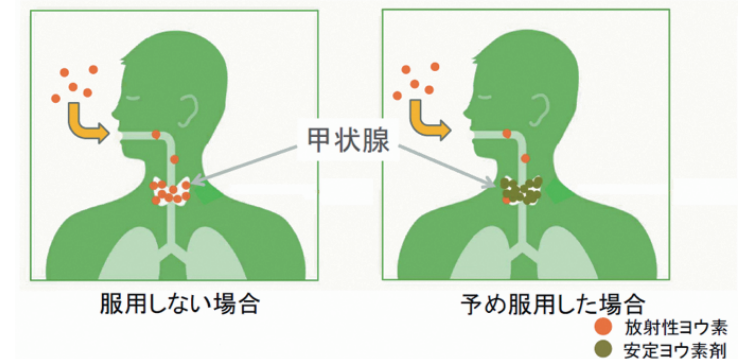
加茂公民館区のうち加茂五区西、加茂五区中、加茂住宅、三柳団地三区、三柳団地四区、三柳北及び浜河崎の自治会区域

◆安定ヨウ素剤とは？

医療用の医薬品で、甲状腺がん等を発生させる可能性がある放射性ヨウ素による内部被ばくを抑える効果があることから、原子力災害発生時に国、県又は市からの指示に基づき服用するお薬です。



原子力災害が発生した際、原発から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに「放射性ヨウ素」があります。安定ヨウ素剤を、服用指示に従い、適切なタイミングで前もって飲んでおくことにより、この放射性ヨウ素が甲状腺にたまることを防ぎ、甲状腺がんの発生リスクを抑える効果があります。



服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。)とされています。40歳以上の方は、服用する必要性は低いとされていますが、40歳以上であっても妊婦及び授乳婦は、服用を優先すべき対象者です。

(参考:安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって/令和6年12月23日原子力規制庁)

◆事前配布とは？

安定ヨウ素剤は、原子力災害発生時に避難等が必要となった場合には、一時集結所(※詳しくは、4ページをご覧ください。)で速やかに配布しますが、緊急時に安定ヨウ素剤を速やかに受け取りに行くことができない理由のある方で、事前の配布を希望される方に対しお配りするものです。

安定ヨウ素剤の受取方法（以下のいずれかの方法で受取可能です）

※持病のある方、お薬を服用中の方など、安定ヨウ素剤の服用に不安のある方は、あらかじめ、かかりつけ医にご相談の上、お申し込みいただくことをおすすめします。

事前配布説明会での受取方法

【令和7年度事前配布説明会の日程及び会場】

※米子市、境港市いずれの会場においても参加いただくことが可能です。

開催日	時 間	会 場
9月26日(金)	19:00～21:00 (受付18:30～)	弓浜地域老人福祉センター (米子市大篠津町385番地47)
9月27日(土)	10:00～12:00 (受付9:30～)	境港市民交流センターみなとテラス (境港市上道町3000番地)

※各日程とも必要に応じて乳幼児の託児場所を設置します。託児が必要な方は、配布申込書の所定の欄にご記入ください。
(託児サービスの利用は未就学児に限ります。小学生は利用できません。)

① 配布申込書入手し、必要事項を記入してください。

【配布申込書の入手先】

- ・米子市（健康対策課及び防災安全課）、鳥取県西部総合事務所米子保健所の各窓口
- ・米子市、鳥取県医療・保険課のホームページからダウンロード

※申込書の中で上記の日程及び会場のうち、希望する事前配布説明会を選んで申し込んでください。
同一世帯のご家族分も代理受領できます。また、同一世帯以外の方から委任を受けた方も代理受領できます。



② 配布申込書を米子市へ提出してください。

- (1) 申込受付期間…令和7年8月4日(月)～8月29日(金)
- (2) 申込書の提出・問合せ先(以下のどちらの課でも可)

① 提出先

- 米子市福祉保健部健康対策課(TEL:0859-23-5451)
〒683-0811 米子市錦町一丁目139番地3(米子市福祉保健総合センターふれあいの里3階)
Eメール:kentai@city.yonago.lg.jp FAX:0859-23-5460
- 米子市総務部防災安全課(TEL:0859-23-5337)
〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地(市役所本庁舎3階)

② 提出方法

持参(8:30～17:15 但し土日、祝日など閉庁日を除く)、電子申請、メール、FAX、郵送(令和7年8月29日(金) 〆切 当日消印有効)

※電子申請



③ 後日、鳥取県から事前配布説明会の案内が郵送されますので、事前配布説明会に参加し、医師等の説明及び問診を受けた後に、安定ヨウ素剤を受け取ってください。

※ただし、ヨウ素過敏症等により服用できないとされた場合は配布できません。

事前配布についての案内や配布申込み書のダウンロード等については、鳥取県医療・保険課ホームページを御確認ください。



NEW!

郵送での受取方法

事前配布説明会にお越しいただけない方は、今年度より郵送での受取が可能です。
ただし、**次の方は医師等の問診が必要となりますので、事前配布説明会又は米子保健所での配布により受取をお願いします。**

- ① 今までに安定ヨウ素剤の成分、またはヨウ素に対し過敏症があるとされたことがある方
- ② ①に該当するかどうか分からない方
- ③ 安定ヨウ素剤の服用に関して医師等に相談をされたい方

① 鳥取県ホームページから安定ヨウ素剤についての説明動画を視聴する。

※視聴時間は約15分です。最後まで視聴いただくとパスワードが表示されますので、申込の際にご記入をお願いします。



② 動画の内容について、確認・理解いただきましたら、ホームページ記載の方法により事前配布の申込を行ってください。

※申込内容については、配布希望者の情報及び健康状態等を記入いただく必要があります。

③ 登録いただいた情報を確認後、鳥取県から安定ヨウ素剤が郵送により配布されます。受取後は、適切に保管を行ってください。

※ホームページがご覧にならない場合などご不明な点がございましたら、P4 記載の問い合わせ先におたずねください。

米子保健所での受取方法

毎月第2・第4火曜日(祝日を除く)(午後3時～午後5時)に行います。
予約制ですので、受取希望日10日前までにお申し込みが必要です。

① 配布申込書入手し、必要事項を記入してください。

【配布申込書の入手先】

- ・鳥取県西部総合事務所米子保健所、米子市（健康対策課及び防災安全課）、境港市（健康づくり推進課及び防災危機管理課）の各窓口
- ・鳥取県医療・保険課のホームページからダウンロード

※申込書に受け取り希望日(予約日)等必要事項をご記入ください。
同一世帯のご家族分も代理受領できます。また、同一世帯以外の方に委任された方も代理受領できます。

② 配布申込書を米子保健所へ提出してください。

- (1) 提出先 鳥取県西部総合事務所米子保健所医薬・感染症対策課(電話:0859-31-9316)
〒683-0054 米子市鞆町1丁目160(西部総合事務所2号館3階)
Eメール:yonagohoken@pref.tottori.lg.jp FAX:0859-34-1392
※Eメールの場合、タイトルに「安定ヨウ素剤申込み」と記載してください。

- (2) 提出方法 郵送、メール、FAX、持参(8:30～17:15 但し土日、祝日など閉庁日を除く)も可

- (3) 提出時期 受け取り希望日(予約日)の10日前までに提出してください。

③ 後日、米子保健所から「予約受付票」と「問診票兼受領書」が郵送されますので、予約された日時に米子保健所へお越しいただき、医師等の説明及び問診を受けた後に、安定ヨウ素剤を受け取ってください。

※ただし、ヨウ素過敏症等により服用できないとされた場合は配布できません。